別記様式第４号（第８条関係）

　文　書　番　号

年　　月　　日

（申請者住所）

（申請者氏名）様

串間市長

補　助　金　等　交　付　確　定　通　知　書

　　　年　　月　　日付（文書番号）で交付決定をした　　年度串間市ＥＶ等導入促進事業補助金について、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第４号）第14条の規定により、交付すべき補助金等の額を次のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　円

２　交付確定の内容　　　申請のあった内容のとおり。

３　補助金等の交付に関する規則第５条の規定により付した条件

（１）補助の対象となった自動車は、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。

（２）この補助金の用途を明確にするため関係書類を事業終了後５年間保存しなければならない。

（３）この補助金は、情報公開の対象となります。